

北空知衛生センター組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

令和2年3月11日

組合規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、北空知衛生センター組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年北空知衛生センター組合条例第16号）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、深川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年深川市規則第1号。以下「給与等規則」という。）を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の前日において北空知衛生センター組合非常勤職員取扱規則（平成31年組合規則第4号）の規定に基づいて任用されていた者のうち施行日において引き続き同一と認められる職務に従事する会計年度任用職員となった者で、任期の定めが6月以上であり、かつ、週の勤務時間が15時間30分以上の者には、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間においては、第2条にて準用する給与等規則第3条の規定にかかわらず、施行日前において受けていた給料の額等を考慮し、予算の範囲内で組合長が定めるところにより、給料を支給する。